

漁業協同組合の税制特例

漁業協同組合等の貸倒引当金の特例

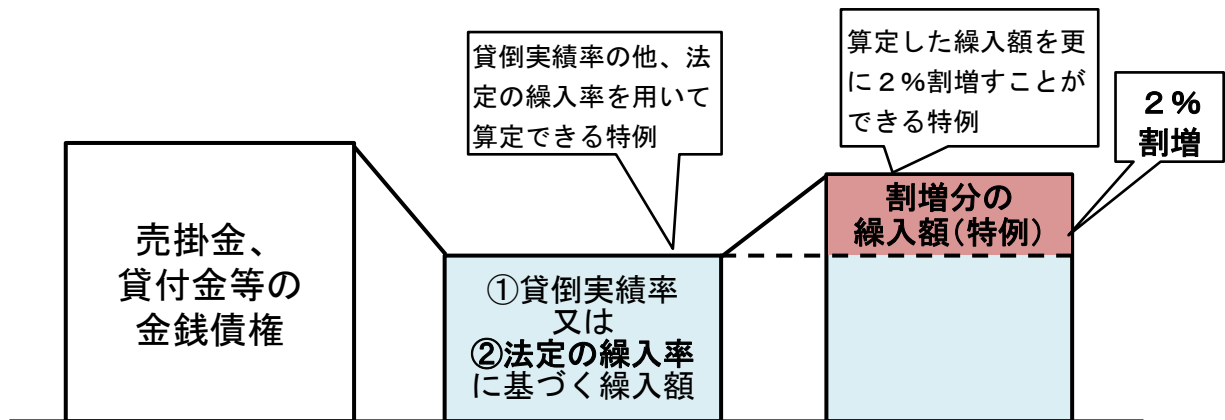
1. 特例の対象者

漁業協同組合、漁業協同組合連合会等

2. 特例の内容

漁業協同組合等については、貸倒引当金算定の際、①貸倒実績率又は②法定の繰入率のいずれかを選択することができ、さらに、それに基づいて計算した繰入限度額を2%割増することができます。

※適用期限：2023年3月31日



一括評価金銭債権の金額

3. 特例の効果

(具体例) 一括評価金銭債権の額が1億円の場合

【法定繰入率(卸・小売業 1,000分の10)を選択】

本則(通常の繰入額)

$$1\text{億円} \times \frac{10}{1,000} = 100\text{万円}$$

特例

$$1\text{億円} \times \frac{10}{1,000} \times 102\% = 102\text{万円}$$

$$102\text{万円} - 100\text{万円} = 2\text{万円} \leftarrow \text{特例の効果}$$

【貸倒実績率(1,000分の5と仮定)を選択】

本則(通常の繰入額)

$$1\text{億円} \times \frac{5}{1,000} = 50\text{万円}$$

特例

$$1\text{億円} \times \frac{5}{1,000} \times 102\% = 51\text{万円}$$

$$51\text{万円} - 50\text{万円} = 1\text{万円} \leftarrow \text{特例の効果}$$

漁業協同組合の合併に係る企業再編税制の特例

1. 特例の対象

漁業協同組合と漁業協同組合の合併

(2022年4月1日以降は非出資組合同士の合併を除く。)

2. 特例の内容

法人の合併については、一定の要件を満たしている場合「適格合併」とされ、企業再編税制の適用(課税の特例)を受けることができますが、漁業協同組合と漁業協同組合の合併においては、「適格合併」の要件が緩和される特例が設けられています。

適格合併の場合の課税の特例

移転する資産は、帳簿価額により引継ぎしたものととして、譲渡益の計上を繰り延べることができます。

適格合併の要件

【本 則】

- ① 合併参加組合の行う事業が相互に関連すること
- ② 合併参加組合それぞれの売上金額、従業者数、出資金額等が、概ね5倍を超えないこと【規模要件】
又は
合併参加組合それぞれの特定役員が合併後の特定役員となること【特定役員要件】
- ③ 従業者の概ね8割以上が合併後も従事すること
- ④ 事業が継続されること

漁業協
同組合
の場合

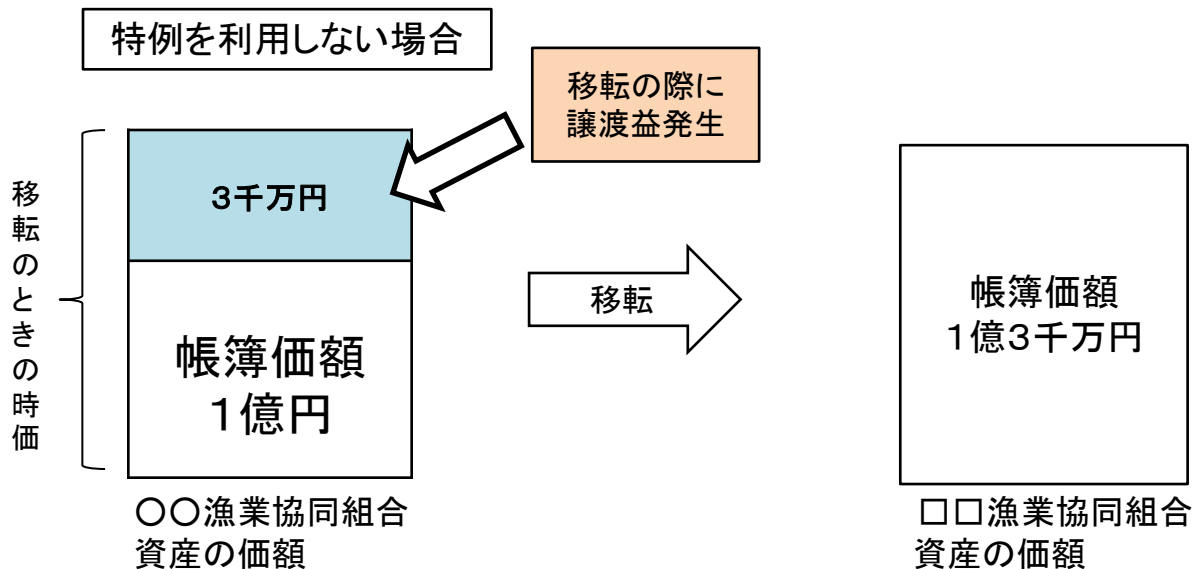
【特 例】

- ① 合併参加組合の行う事業が相互に関連すること
- ※ 規模要件、特定役員要件なし
- ② 従業者の概ね8割以上が合併後も従事すること
 - ③ 事業が継続されること

3. 特例の効果

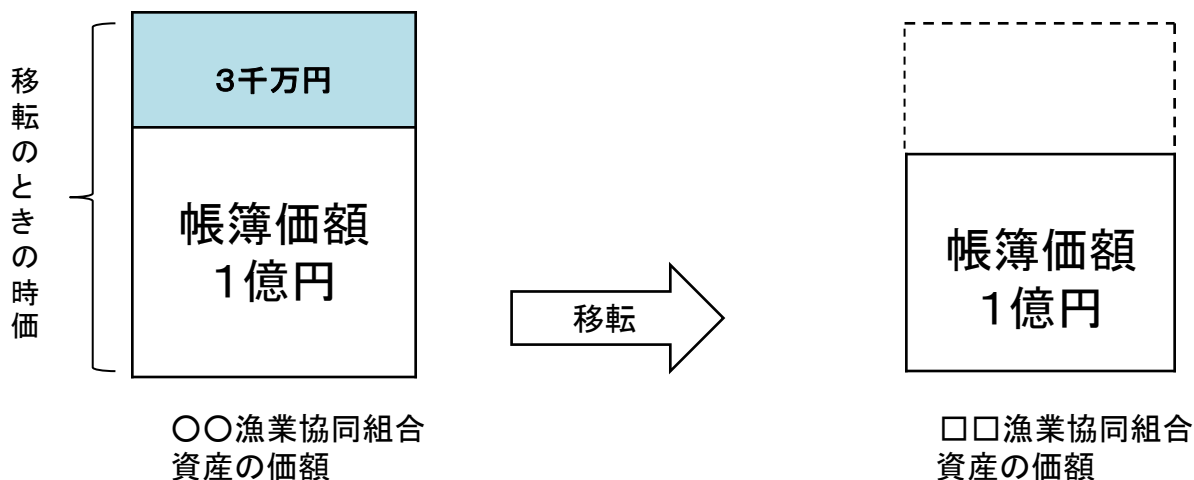
漁業協同組合が合併するときは、その資産を帳簿価格で引き継ぐことができ、譲渡益が発生しませんので、課税を繰り延べることができます。

[具体例]



$$\begin{aligned} \text{移転資産に係る税額} & \quad 800\text{万円} \times \text{税率 } 15\% = 120\text{万円} \\ & \quad 2,200\text{万円} \times \text{税率 } 19\% = 418\text{万円} \\ & \quad \text{計 } 538\text{万円} \end{aligned}$$

特例を利用した場合(適格合併)



$$\text{移転資産に係る税額} \quad \text{譲渡益 } 0\text{円} \times \text{税率 } 15\% = 0\text{円}$$

$$\begin{aligned} & 538\text{万円} - 0\text{円} = 538\text{万円} \\ & \text{約538万円の効果 !!} \end{aligned}$$

※ 適用期限 2025年3月31日

漁業協同組合等に対する法人税率の特例

1. 法人税法上、法人税の課せられる法人等として以下の区分により税率が定められている。

項目		普通法人		協同組合等 (別表第3)	公共法人 (別表第1)	公益法人等 (別表第2)
法人税		資本金又は出資金の額が1億円を超えるもの	資本金又は出資金の額が1億円以下のもの又は資本又は出資を有しないもの、一般社団法人又は人格のない社団等			収益事業から生じた所得は課税対象
		※1 23.2%	※1 23.2%	19%	非課税	19%
	法人税法上による800万円以下の所得に対する税率	—	19%	—	—	—
	租税特別措置法による800万円以下の所得について2012年4月1日～2023年3月31日の間の税率	—	15%	15%	—	15%
	租税特別措置法第68条	—	—	※2所得金額のうち10億円を超える部分に対する税率 22%	—	—

※1 2018年4月1日から開始する事業年度より適用

※2 特定の地区又は地域に係るもので、物品供給事業に係る収入金額の総収入金額に占める割合が50%超、組合員数が50万人以上、かつ、店舗において行われる物品供給事業に係る収入金額が1,000億円以上である事業年度について適用

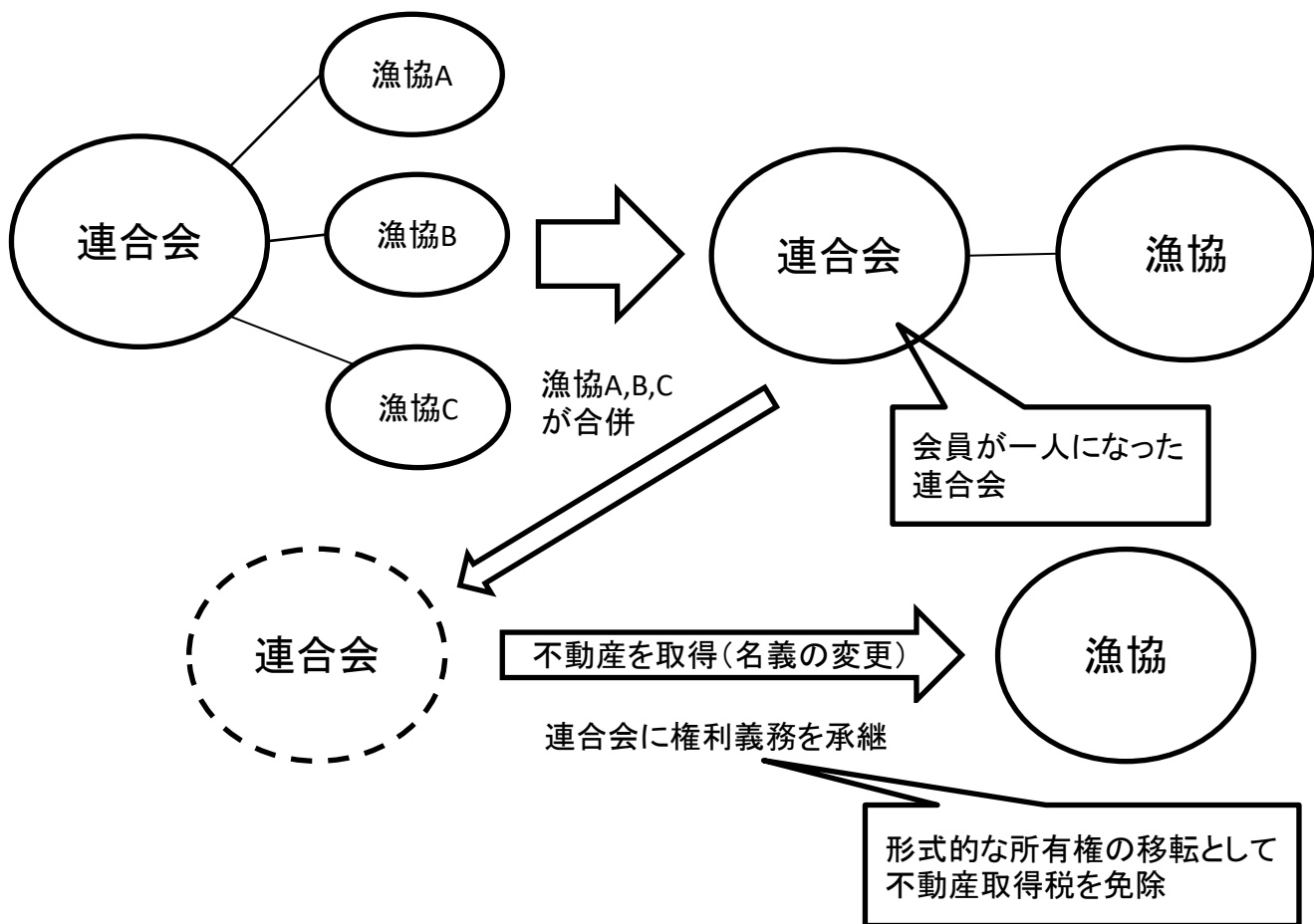
2. 納税義務者

- (1) 公共法人: 独立行政法人(資本金若しくは出資金の全部が国又は地方公共団体に属しているもの等)、日本政策金融公庫等
- (2) 公益法人等(水産関係法人): 漁業共済組合、漁業共済組合連合会、漁業信用基金協会、漁船保険組合、一般財団法人、一般社団法人(非営利型法人に該当するもの)、公益財団法人、公益社団法人等
- (3) 協同組合等: 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合(組合員に対し、給与等を支給するものを除く。)水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、輸出水産業組合等

漁業協同組合等が水産業協同組合法の規定により権利を承継する場合における不動産取得税の非課税措置

1. 特例措置の内容

会員が一人となった連合会の会員たる組合等が、会員が一人となった連合会権利義務を承継したことにより不動産を取得した場合には、形式的な所有権の移転として取得した不動産に対する不動産取得税が非課税となります。



(連合会の権利義務の包括承継)

水産業協同組合法第九十一条の二

会員が一人になった連合会の会員たる組合、漁業生産組合又は連合会(以下この条において「組合等」という。)は、会員が一人になった連合会の権利義務(当該連合会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該連合会が会員に出資をさせる連合会である場合において、その会員に准会員があるとき。
- 二 当該組合等の当該連合会に対して有する持分が第三者の権利の目的となっているとき。

漁業協同組合等が所有する事務所等(共同利用施設は別に説明)に対する固定資産税の非課税措置等(不動産取得税、固定資産税、事業所税)

1. 特例措置の対象

- ・ 漁業協同組合が所有かつ経営する病院及び診療所の用に供する不動産
- ・ 漁業協同組合が所有する漁船用燃料タンク、事務所及び倉庫

2. 特例の内容

【不動産取得税】

- ・ 漁業協同組合が経営する病院及び診療所(有料駐車場並びに一般公衆の利用に供する売店、飲食店及び喫茶店を除く。)については非課税

【固定資産税】

- ・ 漁業協同組合が経営する病院及び診療所(有料駐車場並びに一般公衆の利用に供する売店、飲食店及び喫茶店を除く。)については非課税
- ・ 漁業協同組合が所有する漁船用燃料(灯油、軽油、重油)の貯蔵タンク及び附属施設タンクについては非課税
- ・ 水産業協同組合法、漁業災害補償法による組合、連合会、共済水産業協同組合連合会、漁船保険組合、輸出水産業組合が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫については非課税

※ 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会が所有し、かつ、使用する製氷施設及び水産物の冷凍施設の用に供する家屋については、これらの組合等が零細漁民の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする法人であること及び当該家屋が既に非課税とされている倉庫(貯氷施設及び冷蔵施設)と通常一体として使用されていることにかんがみ、貯氷施設又は冷蔵施設と構造的又は機能的に一体として使用されている場合においては貯氷施設又は冷蔵施設の用に供する家屋と併せて非課税として取り扱われる。(地方税法の施行に関する取扱い(市町村税関係)第3章第1節第3-16)

【事業所税】

- ・ 漁業協同組合が経営する病院及び診療所については非課税
- ・ 漁業協同組合等が本来の事業のように供する施設(非課税とされる共同利用に供する施設で生産の用に供するもの以外のもの)については課税標準の特例措置が講じられている。

	区 分	控除割合	
		既設分	
		資産割	従業者割
一	水産業協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	2分の1	2分の1
三	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害防止又は資源の有効利用のための施設で政令で定めるもの	4分の3	

3. 特例の効果

【不動産取得税】

- ・漁業協同組合が経営する病院及び診療所

(本 則)

$$\begin{aligned} & \text{評価額1億円(家屋)} \\ & 1\text{億円} \times 70\% (\text{評価割合}) \\ & \quad \times 4\% (\text{税率}) \\ & = 280\text{万円} \end{aligned}$$



(特 例)

$$\begin{aligned} & \text{評価額1億円(家屋)} \\ & 1\text{億円} \times 70\% (\text{評価割合}) \\ & \quad \times 0\% (\text{非課税}) \\ & = 0\text{万円} \end{aligned}$$

【固定資産税】

- ・漁業協同組合が経営する病院及び診療所
- ・漁業協同組合が所有する漁船用燃料の貯蔵タンク及び附属施設タンク
- ・水産業協同組合法、漁業災害補償法による組合、連合会、共済水産業協同組合連合会、漁船保険組合、輸出水産業組合が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫

(本 則)

$$\begin{aligned} & \text{評価額1億円(家屋)} \\ & 1\text{億円} \times 1.4\% (\text{税率}) \\ & = 140\text{万円} \end{aligned}$$



(特 例)

$$\begin{aligned} & \text{評価額1億円(家屋)} \\ & 1\text{億円} \times 0\% (\text{非課税}) \\ & = 0\text{万円} \end{aligned}$$

【事業所税】

- ・漁業協同組合が経営する病院及び診療所(非課税)
- ・漁業協同組合等が本来の事業のように供する施設(非課税とされる共同利用に供する施設で生産の用に供するもの以外のもの)(課税標準の特例措置)

(本 則)

$$\begin{aligned} & \text{(資産割)} \\ & \quad \text{事務所床面積} 300\text{m}^2 \\ & \quad \times 600\text{円} (\text{税率}) = 18\text{万円} \\ & \text{(従業者割)} \\ & \quad \text{給与総額 } 1\text{億円} \\ & \quad \times 0.25\% (\text{税率}) = 25\text{万円} \\ & \quad \text{合計 } 43\text{万円} \end{aligned}$$



(特 例)

$$\begin{aligned} & \text{(資産割)} \\ & \quad \text{事務所床面積} 300\text{m}^2 \\ & \quad \times 600\text{円} (\text{税率}) \times 1/2 = 9\text{万円} \\ & \text{(従業者割)} \\ & \quad \text{給与総額 } 1\text{億円} \\ & \quad \times 0.25\% (\text{税率}) \times 1/2 = 12.5\text{万円} \\ & \quad \text{合計 } 21.5\text{万円} \end{aligned}$$

$$43\text{万円} - 21.5\text{万円} = 21.5\text{万円} (\text{特例効果})$$

漁業協同組合が分配する事業分量配当等の特例

1. 特例の対象

水産業協同組合法で定める漁業協同組合等(漁業協同組合、一部の漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会)が対象となります。

2. 特例の内容

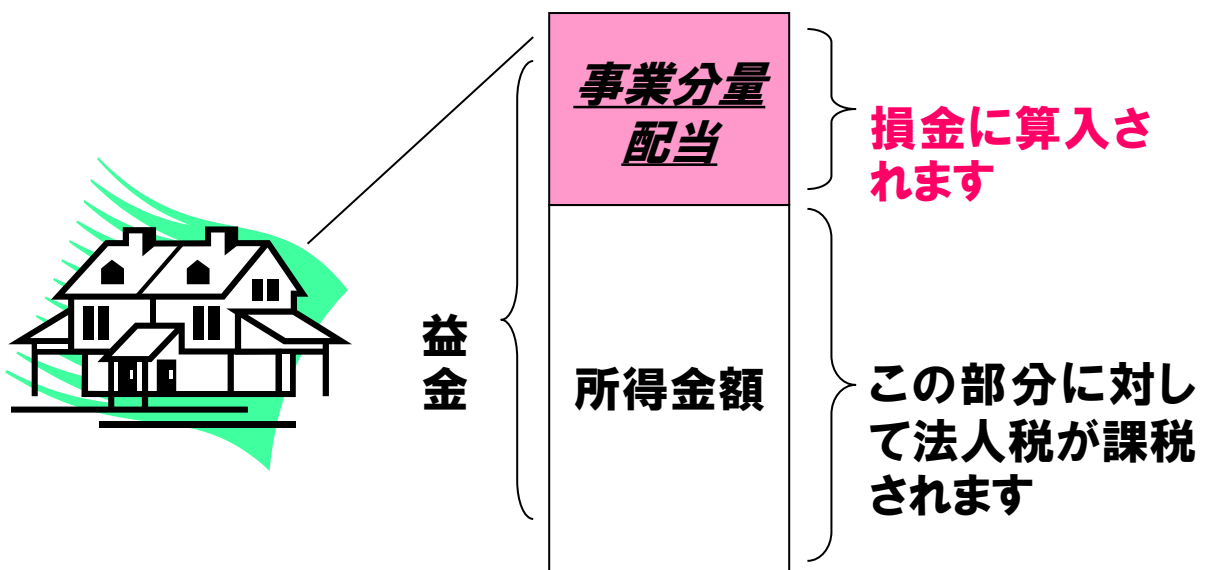
漁業協同組合等が支出する以下の事業分量配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入することとなります。

①利用分量配当金

組合員や構成員に対し、事業年度中に取り扱った物の数量、価額などの漁業協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額

②従事分量配当金

組合員や構成員に対し、事業年度中に協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額



※事業分量配当以外の配当(例えば剰余金に係る配当など)については、通常の所得とみなされ、法人税の課税対象となります。

担当部署 水産庁水産経営課組織班
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)6596
(直通)03-3502-8416